

平成十六年十一月三十日受領
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一六一第四九号

平成十六年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田博之

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員樋高剛君提出理学療法上の吸引行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員樋高剛君提出理学療法上の吸引行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について

理学療法士は、その養成課程において、喀痰^{かくたん}吸引を行うために必要な知識及び技術を一般的には習得しておらず、現時点では、筋萎縮性側索硬化症患者に対して行う場合を含め理学療法士が喀痰吸引をその業務として行うことを認めることについては、慎重な検討が必要であると考えている。